

令和3年海審第1号

裁 決

遊漁船A釣客死亡事件

受 審 人 a 1

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、海難審判所は、理事官福島正人出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

平成30年10月4日00時13分

福岡県大島北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

総 ト ン 数 7.3トン

登 録 長 13.25メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 302キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 構造及び設備等

Aは、平成3年11月に進水した、遊漁船業に従事するときの最大搭載人員が旅客10人及び船員2人のFRP製小型兼用船で、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪があつて、その右後方に操縦席を、同室より前方の下段となる位置に、旅客4人が座れる船室を設けていた。

そして、操舵室後方の船尾甲板は、周囲に高さ75センチメートル（以下「センチ」という。）以上のさく欄その他の船外への転落を防止するための設備が設けられていない暴露甲板（以下「船尾暴露甲板」という。）で、その上方に天幕が展張されており、同天幕を固縛するための左右両舷側のステイから、波しぶきをよけるための高さ約2メートル、幅約3メートル、厚さ約2ミリメートルの透明ビニール製シート（以下「シート」という。）をブルワークまで下ろすことができるほか、同室後部囲壁の右舷側に設けられた出入口の後方の船尾暴露甲板上に、長さ約100センチ、幅約44センチ、高さ約52センチのクーラーボックスが、高さ約50センチのブルワークから左右それぞれ約95センチ隔てて横向きに置かれていた。

#### (2) a 1 受審人の経歴

（省略）

#### (3) 遊漁船利用者に対する安全対策等

遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）では、遊漁船業を営む者に対し、遊漁船の利用者の安全確保等に関する事項を定めた業務規程を作成することなどを定めており、a 1 受審人が福岡県知事に届け出た業務規程では、船長は、航行中、利用者の

安全確保に十分な注意を払うとともに、気象又は海象等の状況悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合、利用者に救命胴衣を着用させることなどが規定されていた。

(4) 救命胴衣着用義務について

船舶職員及び小型船舶操縦者法並びに同法施行規則では、平成30年2月1日以降、原則として、小型船舶の暴露甲板に乗船する全ての者に救命胴衣を着用させることが、船長の義務になった。

(5) 本件発生に至る経緯

Aは、a 1 受審人が1人で乗り組み、釣り客4人を乗船させ、遊漁の目的で、船首0.4メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、平成30年10月3日16時30分福岡県神湊漁港を発し、大島北方約12海里沖合の釣り場に向かった。

ところで、a 1 受審人は、発航に先立ち、テレビ、携帯電話及び177天気予報電話サービスで玄界灘の気象情報を入手し、遊漁中、風速毎秒5メートルの北東の風が、高さ1.0メートルないし1.5メートルの波浪がそれぞれあることを知り、東寄りの波浪による波しぶきをよけるため、右舷側のシートをブルワークまで下ろした。

a 1 受審人は、釣り客全員が救命胴衣を着用していることを確かめて、東寄りの波浪を右舷側から受けながら北上し、18時00分前示釣り場に至って漂泊し、右舷側のシートを巻き上げてステイに結び、釣り客3人を船首甲板に、もう1人を船尾暴露甲板にそれぞれ配置して、集魚灯を点灯して遊漁を始めた。

a 1 受審人は、翌4日00時00分遊漁を終えて帰航することとし、船首甲板で遊漁をしていた釣り客3人が船尾暴露甲板に移動してクーラーボックスの上に腰を掛け、もう1人の釣り客が同甲板上に座って後片付けを行う中、依然として東寄りの波浪があったこと

から、船尾暴露甲板に赴き、往路とは逆に左舷側のシートをブルワークまで下ろして操舵室に戻った。

a 1 受審人は、操縦席に腰を掛け、釣り客全員を船尾暴露甲板に待機させて、00時08分僅か前筑前大島灯台から003度（真方位、以下同じ。）12.2海里の地点を発進し、直ちに針路を神湊漁港に向く169度に定め、機関を回転数毎分2,000にかけ、13.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

一方、釣り客 a 2 は、船尾暴露甲板に移動したのち、救命胴衣を脱いで釣り道具箱の中に収納し、クーラーボックスの右舷側に船尾方を向いて腰を掛けた姿勢で待機した。

発進したとき、a 1 受審人は、東寄りの波浪を左舷後方から受ける状況下、時折右舷側に大きく横揺れするのを認め、その後釣り客が右舷側への大きな横揺れによって身体の平衡を失い、海中転落するおそれがあったが、釣り客が皆ベテランなので注意するまでもないと思い、同客を船室に移動させたり、右舷側のシートを下ろしたりするなど、釣り客に対する安全確保の措置を十分にとることなく、同客を船尾暴露甲板に待機させたまま続航した。

こうして、a 1 受審人は、操縦席に腰を掛けたまま操船に当たっていたところ、00時13分筑前大島灯台から004.5度11.2海里の地点において、Aは、東寄りの波浪を受けて右舷側に大きく横揺れすると同時に、クーラーボックスの右舷側に腰を掛けていた a 2 釣り客が身体の平衡を失い、右舷側のブルワークを越えて海中に転落した。

当時、天候は晴れで風力1の北東風が吹き、付近には波高約1.5メートルの東寄りの波浪があり、視界は良好であった。

その結果、a 2 釣り客は、00時33分頃仰向けに浮いているところを発見されて船上に引き揚げられ、神湊漁港に入港後、救急車で病院に搬送されたものの、溺水による死亡と検案された。

(原因及び受審人の行為)

本件釣り客死亡は、夜間、福岡県大島北方沖合において、東寄りの波浪を左舷後方から受ける状況下、神湊漁港に向けて帰航する際、釣り客に対する安全確保の措置が不十分で、東寄りの波浪を受けて右舷側に大きく横揺れすると同時に、クーラーボックスの右舷側に腰を掛けていた釣り客が身体の平衡を失い、海中に転落したことによって発生したものである。

a 1 受審人は、夜間、大島北方沖合において、東寄りの波浪を左舷後方から受ける状況下、神湊漁港に向けて帰航中、時折右舷側に大きく横揺れするのを認めた場合、釣り客を船尾暴露甲板に待機させていたのだから、釣り客を船室に移動させたり、右舷側のシートを下ろしたりするなど、釣り客に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同受審人は、釣り客が皆ベテランなので注意するまでもないと思い、同客に対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、東寄りの波浪を受けて右舷側に大きく横揺れすると同時に、クーラーボックスの右舷側に腰を掛けていた釣り客が身体の平衡を失い、海中に転落する事態を招き、同釣り客を死亡させるに至った。

以上のa 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年3月28日

海難審判所

審判長 審判官 黒田拓幸

審判官 河野守

審判官 川西篤史